

○桐生市移住支援補助金交付要綱

(令和元年6月26日施行)

改正 令和2年4月1日 令和3年4月1日

令和4年4月1日 令和4年6月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住に係る一時的な経済負担を軽減し、もって首都圏から桐生市(以下「市」という。)への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする桐生市移住支援補助金(以下「補助金」という。)を、首都圏から市への移住者に対し交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たして、就職、起業又はテレワークをした者とする。

(1) 移住元に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市に転入したこと。

イ 群馬県において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

ウ 市に、補助金の本申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(3) 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

イ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者でないこと。

キ 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

ク 日本国籍を有する者又は外国人であって、永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

ケ その他群馬県及び市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(4) 世帯に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。(2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ)

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも群馬県において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも本申請時において転入日の翌日から起算して3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項に定める就職をした者については、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 就職(一般)に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 就職(専門人材)に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
- イ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、本申請時において連続して3か月以上在職していること。
- エ 当該就業先において、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3 第1項に定める起業をした者については、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けている者とする。

4 第1項に定めるテレワークをした者については、次の各号に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 前条の要件を満たした者に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の補助金を交付する。

2 前項に規定する金額に加え、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合には、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。ただし、加算人数の上限は3人とする。

(仮申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第2項第1号又は第2条第2項第2号の就職に関する要件を満たす場合には群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後、第2条第4項のテレワークに関する要件を満たす場合には市に転入後、第2条第3項の起業に関する要件を満たす場合には起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書(住所、氏名及び生年月日を確認できるもの)
 - (2) 桐生市移住支援補助金交付申請書(仮申請用)(様式第1号)
 - (3) 移住元の住民票の除票の写し(世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
 - (4) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地及び在勤期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)(第2条第1項第1号アで東京23区内への通勤の要件を満たすことにより補助金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。)
 - (5) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)及び個人事業等の納税証明書等(移住元での在勤期間を確認できる書類)(第2条第1項第1号アで東京23区内への通勤の要件を満たすことにより補助金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
 - (6) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(第2条第1項第1号ウの要件を満たす場合に限る。)
 - (7) 移住先の就業先(一般の場合)の就業証明書(仮申請用)(一般)(様式第2号)(第2条第2項第1号の要件を満たす場合に限る。)
 - (8) 移住先の就業先(専門人材の場合)の就業証明書(仮申請用)(専門人材)(様式第3号)(第2条第2項第2号の要件を満たす場合に限る。)
 - (9) 所属先企業等の就業証明書(就業の継続及び移住が自己の意思であることを確認できる書類)(仮申請用)(テレワーク)(様式第4号)(第2条第4項の要件を満たす場合に限る。)
 - (10) 起業支援金の交付決定通知書(第2条第3項の要件を満たす場合に限る。)
 - (11) その他第2条に規定する要件を確認するため、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無につき、桐生市移住支援補助金事業に係る移住支

援補助金仮申請書の審査結果について(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(本申請)

第5条 前条の仮申請を行った者は、転入日の翌日から起算して3か月以上1年以内(第2条第2項第1号又は第2条第2項第2号の要件を満たす者については、就業からも3か月经過後)に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書(住所、氏名及び生年月日を確認できるもの)
- (2) 桐生市移住支援補助金交付申請書(本申請用)(様式第6号)
- (3) 移住先の住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- (4) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (5) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(一般・専門人材)(様式第7号)(第2条第2項第1号又は第2条第2項第2号の要件を満たす場合に限る。)
- (6) 所属先企業等の就業証明書(本申請用)(テレワーク)(様式第8号)(第2条第4項の要件を満たす場合に限る。)

(交付決定及び交付方法)

第6条 市長は、前条の申請が第2条の要件に該当すると認めるときは、桐生市移住支援補助金事業に係る移住支援補助金の交付決定通知書(様式第9号)を交付し、速やかに補助金の全額を一括で交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の事項に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満のうちに市から転出した場合
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合(第2条第2項第1号又は第2条第2項第2号の要件を満たす場合に限る。)
 - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還
 - ア 補助金の申請日から3年以後5年以内に市から転出した場合

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月1日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に本市に転入した補助対象者について適用し、施行日前に本市に転入した補助対象者については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

桐生市移住支援補助金交付申請書(仮申請用)

様式

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

就業証明書(仮申請用) [一般]

様式

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

就業証明書(仮申請用) [専門人材]

様式

[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

就業証明書(仮申請用) [テレワーク]

様式

[別紙参照]

様式第5号(第4条関係)

桐生市移住支援補助金事業に係る移住支援補助金仮申請書の審査結果について

様式

[別紙参照]

様式第6号(第5条関係)

桐生市移住支援補助金交付申請書(本申請用)

様式

[別紙参照]

様式第7号(第5条関係)

就業証明書(本申請用) [一般・専門人材]

様式

[別紙参照]

様式第8号(第5条関係)

就業証明書(本申請用) [テレワーク]

様式

[別紙参照]

様式第9号(第6条関係)

桐生市移住支援補助金事業に係る移住支援補助金の交付決定通知書

様式

[別紙参照]